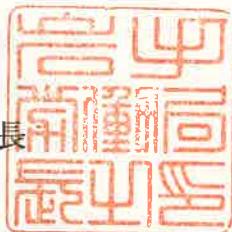


岩労発基 0411 第 4 号  
令和 5 年 4 月 11 日

05.04.13  
付

関係団体・機関 各位

岩手労働局長



### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。）については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところです。

改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体・機関におかれましても、趣旨を御理解いただき、関係事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨及び概要等

##### 1 改正の趣旨

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 27 条において、事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接

等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとするため、特化則等について所要の改正を行ったものである。

## 2 改正省令の概要

### (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るもの追加したこと（安衛則別表第1関係）。

### (2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができるとしたものであること（特化則第27条第2項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること（特化則第28条の2関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第51条第4項関係）。

### (3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第20条第15号の2関係）。

## 3 改正告示の概要

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したものであること。

## 4 施行期日等

- (1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和6年1月1日から施行及び適用することとしたこと。
- (2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

## 第2 細部事項

### 1 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第一百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二日

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のよう改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第一（第十六条、第十七条関係）

改正後

作業の区分	資格を有する者	
（略）	（略）	
令第六条第十八条号の作業 のうち、次の二項に掲げる 作業以外の作業	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習 (講習科目を次項 の金属アーケ溶接 等作業に係るもの に限定したもの) 以下「金属アーケ 溶接等作業主任者 限定技能講習」と いう。)を除く。 令第六条第二十号 の作業の項において 同じ。)を修了 した者	特定化学物質 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習 を修了した者
令第六条第十八条号の作業 のうち、金属アーケ溶 接する作業、アーケを用 いて金属を溶断し、又は ガウジングする作業その 等作業主任者限定	（略）	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習 (金属アーケ溶 接等作業主任者)	（略）	

別表第一（第十六条、第十七条関係）

改正前

作業の区分	資格を有する者
（略）	（略）
令第六条第十八条号の作業 のうち、次の項に掲げる 作業以外の作業	特定化学物質 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習 を修了した者
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

(傍線部分は改正部分)

他の溶接ヒュームを製造  
し、又は取り扱う作業（  
以下この項において「金  
属アーク溶接等作業」と  
いう。）

技能講習を含む。  
）を修了した者。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任)</p> <p>第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化 学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特定化学物質障 害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十七条第二 項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。 第二十七条において同じ。）を修了した者のうちから、四アルキ ル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p>	<p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任)</p> <p>第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化 学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のう ちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p>

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習  
の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則  
(昭和四十七年労働省令第三十九号)の定めるところによる。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
2	<p>(特定化学物質作業主任者等の選任)</p> <p>第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（次項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条第一項及び第三項において同じ。）（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者の中から、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>事業者は、前項の規定にかかるわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（第五十二条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(特定化学物質作業主任者の選任)</p> <p>第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者の中から、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p>
3	<p>(新設)</p> <p>2  </p> <p>(略)</p>	

(金属アーク溶接等作業主任者の職務)

第二十八条の二 事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあっては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

(略)

口 ハイ 金属アーク溶接等作業を行う作業場

(削る)

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーク溶接等作業を行いう屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあっては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

(略)

口 ハイ (新設) 金属アーク溶接等作業を行う作業場

(削る)

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

ムを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けることを要しない。

2 | 12 (略)

第五十一条 (略)

4 | 2  
2 • 3 (略)

前二項の規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けることを要しない。

2 | 12 (略)

第五十一条 (略)

2 • 3 (新設)

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第  
四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(登録の区分)	(登録の区分)
第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次 のとおりとする。	第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次 のとおりとする。
一～十四 (略)	一～十四 (略)
十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (次 号に掲げるものを除く。)	十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (次 号に掲げるものを除く。)
十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をア ーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジ ングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作 業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業 主任者技能講習	十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をア ーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジ ングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作 業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業 主任者技能講習 (新設)
十六～二十六 (略)	十六～二十六 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(登録教習機関に関する経過措置)

2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条の登録（次項において単に「登録」という。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧登録省令」という。）第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に

係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。



○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改  
正  
後

(講習科目の範囲及び時間)  
 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目									
(略)									
範 囲									
十七号)	労働省令	四十七年	則(昭和)	害予防規	特定化學物質障	技能講習	任者限定	等作業主	特定化學物質及び (金属アルキル鉛等作 リク溶接)
第三十九条第二款									金属アルキル鉛等作 ク溶接等
講習時間									

改  
正  
前

(講習科目の範囲及び時間)  
 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目									
(略)									
範 囲									
十七号)	労働省令	四十七年	則(昭和)	害予防規	特定化學物質障	技能講習	任者限定	等作業主	特定化學物質及び (金属アルキル鉛等作 リク溶接)
第三十九条第二款									金属アルキル鉛等作 ク溶接等
(新設)									
講習時間									

る知識に改善する法の作業環境	健 康 障 害 及 び そ の 予 防 措 置 に 関 す る 知 識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規定する金額を除く。 同じ。(う。以下講習をい。) 限定期能業主任者溶接等作 属アーチク
接等作業アーチク溶接ヒュアルムの性質金属溶接ヒュアルムの性質	措置及び応急予防方法、害の病状、害の病理による健康障害の病状によ る健康障害の病状によ	
つては三 講習者技能 任職者 四時間 にあ は業主	時間)つては一 講習にあ 限定期能業主任者溶接等作 属アーチク時間、金 講習にあ 任職者技能 四時間 作業主(	
る知識に改善する法の作業環境	健 康 障 害 及 び そ の 予 防 措 置 に 関 す る 知 識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
つては三 講習者技能 任職者 四時間 にあ は業主	時間)つては三 講習にあ 任職者技能 四時間 作業主(	

識 関 保 護 具 に する 知	
(略)	
(略)	
(略)	
る 作 業 ク 溶 金 属 (金属を 保 護 具 に 係 接 等 アーク溶 の 方 改 善 評 価 業 環 境 管 理 の 設 備 の 工 具 そ の 他 に 係 る 器 同 じ。) う。以 下 し、又 は ム を 製 造 取 り 扱 う 接 ヒ ュ ー の 其 の 溶 ジ ン グ す 又 は ガ ウ 溶 断 し、て 金 属 を く を 用 い 業 、ア リ 接 す る 作 アーク溶 接 等 作	
(略)	時間) つては二 講習にあ 限 定 技 能 業 主 溶 接 等 作 属 アーク 時 間、金

識 関 保 護 具 に する 知	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間)

2	(略)	関係法令											
		(略)											
		(略)											
		(略)											
防 規 則	質 障 予 害 物	定 化 學 特 物	條 項 の 特 性	中 の 關 係	衛 生 規 則	勞 働 安 全	行 令 及 び	衛 生 法 施	勞 働 安 全	衛 生 法 、 勞 働 安 全	労 働 安 全	労 働 安 全	の種類、 性能、使 用方法及 び管理
時間 つ て は 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	講 習 技 能 任 者 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	限 定 主 任 者 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	業 務 等 作 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	溶 接 接 作 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	屬 ア ー ク 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	時間 つ て は 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	講 習 技 能 任 者 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	鉛 作 業 主 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ				
2	(略)	関係法令											
		(略)											
		(略)											
		(新設)											
時間 つ て は 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	講 習 技 能 任 者 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	鉛 作 業 主 一 は に あ っ て は 三 は に あ っ て は 三 は に あ	二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ 二 時 間 へ										

（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正）

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

一 試料空気の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二  
（略）  
四

改 正 前

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

一 試料空気の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二  
（略）  
四

附  
則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。

うちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

## 2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

## 3 関係通達の改正

平成 16 年 2 月 17 日付け基発第 0217003 号通達の一部を次のように改正する。

別添（技能講習修了証明書の様式）を次のように改める。

